

神奈川県男女共同参画審議会専門部会の設置について（案）

1 趣旨

男女共同参画基本法に基づく「かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)」の計画期間における男女共同参画の推進の状況等を踏まえ、プラン改定の専門的事項を調査審議するため、神奈川県男女共同参画審議会規則*第6条第1項に基づき、「神奈川県男女共同参画審議会専門部会」を設置する。

2 所掌事項

- (1) プラン改定に関する事項の調査審議
- (2) その他男女共同参画の推進に関する事項の調査審議

3 設置方法

審議会本体の審議内容と統一性を図るため、審議会の構成委員から部会委員を選出することとする。

4 任期・スケジュール

- ・ 項番3について、審議会会長決裁の後、候補者に就任を依頼する。
 - ・ 任期終了は、プラン改定作業終了後の平成30年3月までとする。
 - ・ 平成28年度に2回実施
 - ・ 平成29年度に4回実施（予定）
- 各回2時間程度を想定。

5 その他

専門部会の事務局は人権男女共同参画課に置く。

神奈川県男女共同参画審議会規則（抜粋）

（部会）

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。